

上野事務所ニュース

24年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

児童手当拠出金の料率変更

4月より児童手当拠出金の料率が以下の通り変更されました。

新	旧
厚生年金標準報酬月額 額の0.15%	厚生年金標準報酬月額 額の0.13%

協会けんぽの 健康診断につ いて

協会けんぽでは、35歳以上 75歳未満の被保険者（本人）を対象にした「生活習慣病予防健診」と、40歳以上 75歳未満の被扶養者（ご家族）の方を対象にした「特定健康診査」を行っており、3月末から健診の案内を対象事業所へ送付しています。これらを利用して健診を受けた場合、受診費用の一部を協会けんぽが負担しますし、安全衛生法上の定期健診内容を満たします。

◆申込から受診までの流れ

(1)生活習慣予防健診（被保険者本人）

- ①生活習慣病予防健診実施医療機関に電話をし、予約を行う
- ②生活習慣病予防健診申込書に健診予約年月日、健診機関名、健診機関コードを記入する（退職された方、受診しない方には二重線を引く）
- ③協会けんぽに申込書を郵送する（コピーをとり、控をとっておく）
- ④健診を受ける
- ⑤検診結果が健診期間から事業所宛に送付される

(2)特定健康診査（被扶養者）

- ①対象被扶養者の方に特定健康診査受診券申請書を配布する

- ②受診希望の被扶養者は、必要事項を記入し、事業所に申請書を提出する
- ③事業所が申請書を協会けんぽに送付する
- ④事業所へ受診券が届く
- ⑤受診券を被扶養者へ渡す
- ⑥被扶養者本人が希望する検診実施機関に予約をし、健康保険証と受診券を持って健診を受ける
- ⑦検診結果が被扶養者に送付される

高額介護と高 額医療合算制 度について

1年間（8月1日～翌年7月31日）で負担した介護費と医療費を合算した額が、

下表の自己負担限度額+501円を超えた場合、超えた部分が支給されます。

この制度に該当する場合でも、協会けんぽ等から申請のご案内等はありませんので注意が必要です。

具体的には、一般に該当する被保険者で70歳未満世帯の場合、8月から翌年7月の間、毎月介護サービス費の自己負担限度額(37,200円)を支払っており、高額療養費に該当する月が4回あった場合などはこの制度の利用対象となります。

【高額医療・介護合算自己負担限度額表】

（他に後期高齢者や低所得者区分があります）

被保険者	70歳未満	70歳～ 74歳
・上位所得者 （被保険者の標準報酬 月額が53万円以上） ・現役並み所得 （高齢受給者証の負担 割合3割の方）	126万円	67万円
・一般	67万円	56万円

メリット制適用 要件の改正

一定規模以上の事業所では、労災の多寡により、労災保険率を増減する

メリット制という制度が適用されます。

建設の事業において、規模、増減幅の要件が変更になりました。詳しくは以下の通りです。

		大規模な建設事業 (単独有期事業)	中小規模の工事をまとめて一つの事業としている場合(一括有期事業)	
昨年度まで	要件	建設工事の確定保険料が100万円以上又は請負金額が1.2億円以上	年間の確定保険料が合計100万円以上	
	増減幅	±40%	±40%	
今年度以降	要件	建設工事の確定保険料が40万円以上又は請負金額が1.2億円以上	年間の確定保険料が合計100万円以上	年間の確定保険料が40万円以上100万円未満
	増減幅	±40%	±40%	±30%

Q&Aなぜなにどうして？

Q；知人の経営している会社は、労働者がいますが、労災保険に加入していない状態のようです。もし未加入中に労災事故が起きた場合、労災保険の給付は受けられますか？

A；労災保険未加入中に労災事故が起きた場合でも、労働者への労災給付は行われます。

しかし以下のような場合、会社は費用徴収されることがあります。人を一人でも雇ったら、労災保険の加入手続きを行いましょう。

(1) 労災保険の加入手続きについて、労働局等から加入勧奨等を受けていたにも

かかわらず、手続きを行っていない状態で業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続きを行わないものと認定され、支給された労災保険給付額の100%を徴収

(2) 上記(1)以外の事業所で、労働者を雇用してから1年を経過しても労災保険に加入していない期間中、業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続きを行わなかったものとされ、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

◆療養開始後3年間に支給されたものに限り、療養(補償)給付と介護(補償)給付は除きます。

例) 労災未加入中に従業員(賃金日額1万円)が労災事故で死亡し、遺族に対して遺族補償一時金の支給が行われた場合

1. 故意に未加入とされた場合の徴収額
遺族補償一時金の額×100%
=1万円×1000日分×100%
=1千万円

2. 重大な過失により未加入とされた場合の徴収額
遺族補償一時金の額×40%
=1万円×1000日分×40%
=400万円

ご家族の中に就職した方はいらっしゃいませんか？

就職や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなった場合、届出が必要です。

就職した方の健康保険証をお預かりいただき、上野事務所にご連絡ください。